

# 木材・木製品製造業の災害ゼロの職場を目指し、保険料負担を減らそう

労災保険料率は、原則として、3年ごとに見直しが行われます。昭和56年4月に千分の26であったものが、平成7年4月に千分の24に、10年4月に同23、15年4月に同21、18年4月に同18、そして21年4月に同15までに引下げられました。

一方、木材・木製品製造業の労災保険収支率は、平成3年当時は86.5%でほぼ収支均衡を保っていました。しかし、その後は、労災保険料率の引き下げと木材産業の景況の悪化に伴う事業量の減少を背景に、保険料納付済額は大幅に減少し、平成20年度の収支率は169%にまで悪化しております。特に、21年度からは保険料率が引き下げられた影響で、収支率が190%を超える可能性があります。

このままでは、次回の平成24年4月から労災保険料率が、引き上げられる可能性があります。労災保険料率が引き上げられると、その負担は事業者にかかってきます。

## 例

例えば、従業員10人、年間売上高2億3,000万円、賃金総額3,500万円の木材・木製品製造事業者の場合、労災保険料率が千分の2引き上げられると年間、7万円の負担が増加することになります。

木材・木製品製造業界全体では、10億円超もの負担が増加します。

## 林材業ゼロ災運動、リスクアセスメント活動の着実な成果

～明るく 快適な職場づくりのために～

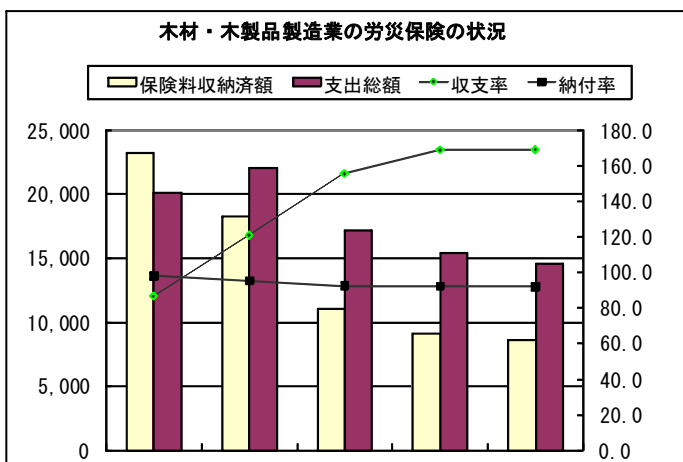
木材・木製品製造業の死傷者数及び死亡者数は、減少傾向にあります。景況の低迷による事業量の低迷ということもありますが、私達とともに皆様方がこれまで取り組んできた林材業ゼロ災運動、林材業リスクアセスメント活動、労働災害防止活動、労災保険収支改善対策の努力によるものも多くあります。

しかし残念ながら、製造業の中では依然としてワースト4の危険な業種となっています。

労働災害を減少させれば、労災保険料率の引き上げを防ぐことができます。保険料収入に対する労働災害の発生による労災保険支出が少なくなれば、保険料率の引き下げも可能になります。労働災害の少ない他の製造業では、労災保険料率が千分の3のところもあります。

つまり、災害を限りなく減少させれば、現在の千分の15が千分の3まで引き下げができるということです。

林材業ゼロ災運動、林材業リスクアセスメント活動により、労働災害を減少させれば、皆様がお支払いになる労災保険料の額が少なくなります。



## 木材・木製品製造業の労災保険の概況

(単位：百万円)

年度	保険料納付済額	支出総額	収支率	納付率
(H3)	23,215	20,084	86.5	98.1
10	18,269	22,082	120.9	95.3
16	11,059	17,206	155.6	92.6
19	9,152	15,457	168.9	92.4
20	8,629	14,581	169.0	92.2

注：平成3年度の数値は、業務災害であり、10年度からは「業通計」である。

## 林材業ゼロ災推進中央協議会 木材・木製品部会

〔事務局〕(社)全国木材組合連合会

TEL03-3580-3215 FAX03-3580-3226

東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階

[http://www.zenmoku.jp/ringyou\\_zero/index.html](http://www.zenmoku.jp/ringyou_zero/index.html)